

平成 27 年清瀬市議会第 3 回定例会

市長提出議案

議案番号	議 案 名 等	概 要	議決日 結 果
議 案 第 47 号	平成 26 年度清瀬市一般会計歳入歳出決算	歳 入 総 額 29,950,749千円 歳 出 総 額 29,145,883千円 歳入歳出差引額 804,866千円	9月29日 認 定
議 案 第 48 号	平成 26 年度清瀬市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	歳 入 総 額 9,102,769千円 歳 出 総 額 8,840,490千円 歳入歳出差引額 262,279千円	9月29日 認 定
議 案 第 49 号	平成 26 年度清瀬市下水道事業特別会計歳入歳出決算	歳 入 総 額 1,891,045千円 歳 出 総 額 1,850,580千円 歳入歳出差引額 40,465千円	9月29日 認 定
議 案 第 50 号	平成 26 年度清瀬市駐車場事業特別会計歳入歳出決算	歳 入 総 額 79,574千円 歳 出 総 額 77,445千円 歳入歳出差引額 2,129千円	9月29日 認 定
議 案 第 51 号	平成 26 年度清瀬市介護保険特別会計歳入歳出決算	歳 入 総 額 5,782,164千円 歳 出 総 額 5,587,170千円 歳入歳出差引額 194,994千円	9月29日 認 定
議 案 第 52 号	平成 26 年度清瀬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	歳 入 総 額 1,648,494千円 歳 出 総 額 1,642,483千円 歳入歳出差引額 6,011千円	9月29日 認 定
議 案 第 53 号	平成 27 年度清瀬市一般会計補正予算（第 1 号）	補正前の歳入歳出総額 28,537,000千円 補正後の歳入歳出総額 28,889,514千円 歳入総額 352,514千円 主なもの 地方特例交付金 ▲5,496千円 地方交付税 103,557千円 国庫支出金 ▲150,088千円 都支出金 10,186千円 繰入金 329,786千円 繰越金 386,469千円 市債 ▲322,000千円 歳出総額 352,514千円 主なもの 総務費 433,507千円 民生費 17,919千円	9月29日 可 決

		土木費 教育費 諸支出金	6,543千円 ▲498,337千円 392,735千円	
議案 第54号	平成27年度清瀬市国民健康保険 事業特別会計補正予算(第1号)	補正前の歳入歳出総額 補正後の歳入歳出総額 歳入総額 主なもの 繰入金 繰越金 歳出総額 主なもの 後期高齢者支援金等 諸支出金	9,962,000千円 10,226,081千円 264,081千円 繰入金 1,091千円 繰越金 262,278千円 歳出総額 264,081千円 後期高齢者支援金等 1,803千円 諸支出金 262,278千円	9月29日 可決
議案 第55号	平成27年度清瀬市下水道事業 特別会計補正予算(第1号)	補正前の歳入歳出総額 補正後の歳入歳出総額 歳入総額 主なもの 使用料及び手数料 国庫支出金 繰入金 繰越金 市債 歳出総額 主なもの 下水道事業費 諸支出金	1,217,000千円 1,264,165千円 47,165千円 使用料及び手数料 29,700千円 国庫支出金 6,000千円 繰入金 ▲26,300千円 繰越金 30,465千円 市債 7,000千円 歳出総額 47,165千円 下水道事業費 16,700千円 諸支出金 30,465千円	9月29日 可決
議案 第56号	平成27年度清瀬市介護保険特 別会計補正予算(第1号)	補正前の歳入歳出総額 補正後の歳入歳出総額 歳入総額 主なもの 支払基金交付金 繰越金 歳出総額 主なもの 基金積立金 諸支出金	6,120,000千円 6,313,462千円 193,462千円 支払基金交付金 1,468千円 繰越金 191,994千円 歳出総額 193,462千円 基金積立金 58,122千円 諸支出金 135,340千円	9月29日 可決
議案 第57号	平成27年度清瀬市後期高齢者医 療特別会計補正予算(第1号)	補正前の歳入歳出総額 補正後の歳入歳出総額 歳入総額 主なもの	1,695,000千円 1,700,012千円 5,012千円	9月29日 可決

		繰越金 5,012千円 歳出総額 5,012千円 主なもの 諸支出金 5,012千円	
議 案 第 58 号	第 4 次清瀬市長期総合計画基本 構想	第 3 次清瀬市長期総合計画基本構想の計画期間が 今年度で満了を迎えることから、平成28年度から平 成37年度までの清瀬市のまちづくりの方向性を表す 「第 4 次清瀬市長期総合計画基本構想」を策定する ため、清瀬市基本構想の議会の議決に関する条例 (平成27年清瀬市条例第17号) 第 3 条の規定によ り、議会の議決を得るものです。	9月29日 可 決
議 案 第 59 号	清瀬市個人情報の保護に関する 条例の一部を改正する条例	行政手続における特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以 下「番号法」という。)が来る10月5日に一部施行 され、市民に個人番号が通知されます。 個人番号の通知に際し、番号法第29条及び第30条 の規定の趣旨を踏まえ、「特定個人情報」及び「情 報提供等記録」の取扱等を「清瀬市個人情報の保護 に関する条例」に規定する必要があることから、条 例の一部改正をするものです。 主な規定 1 番号法第29条によるところの規定整備(情報提 供等記録を除く特定個人情報の保護措置) (1) 特定個人情報の目的外利用の制限を規定しま す。 (2) 番号法19条に該当するものの他、特定個人情 報を外部提供しないよう規定します。 (3) 特定個人情報の開示請求等に任意代理人の請 求を認めます。 (4) 特定個人情報の利用停止請求を規定します。 (5) 特定個人情報は、開示請求手続以外にマイナ ポータルで情報を収集できるよう規定します。 2 番号法第30条によるところの規定整備(情報提 供等記録の保護措置) (1) 情報提供等記録の目的外利用を認めないよう 規定します。 (2) 番号法19条に該当するものの他、情報提供等 記録を外部提供しないよう規定します。 (3) 情報提供等記録の開示請求等に任意代理人の 請求を認めます。 (4) 情報提供等記録は、開示請求手続以外のマイ	9月29日 可 決

		<p>ナポータルで情報を収集できるよう規定します。</p> <p>(5) 情報提供等記録を訂正した場合は、総務大臣のほか、関係者に通知するよう規定します。</p> <p>3 その他の規定</p> <p>保有特定個人情報に関し、情報提供ネットワークシステムとインターネットとの結合を禁止し、市が必要に応じて電子計算組織が適切な回線で結ばれているか調査に努めるよう規定します。</p>	
議案 第60号	清瀬市市税条例等の一部を改正する条例	<p>去る3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)の施行に伴って、同法の規定改正に影響する清瀬市市税条例(昭和29年清瀬町条例第4号)及び清瀬市市税条例の一部を改正する条例(平成26年清瀬市条例第26号)の規定を一部改正するものです。</p> <p>主な改正内容</p> <p>1 個人住民税における住宅ローン減税措置の対象期間の延長</p> <p>消費税の10%への引上げ時期が平成29年4月に変更されたことに伴い、個人住民税における住宅ローン減税制度の適用を平成29年12月31日まで入居分から平成31年6月30日まで入居分に延長する改正をするものです。なお、個人住民税の減収分は、国費で補填されます。</p> <p>2 軽自動車税のグリーン化特例の導入</p> <p>平成27年度に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車において、その燃費性能に応じたグリーン化特例を導入し、平成28年度分に限って軽自動車税を軽減できるよう改正をするものです。</p> <p>3 旧3級品の製造たばこに係る税率の見直し</p> <p>紙巻きたばこ全体の販売数量が減少する中、低価格の紙巻きたばこ3級品は販売数量が急増して取り巻く環境が変化していること等を鑑み、平成28年4月1日から4年間で段階的に税率を引き上げる改正をするものです。</p> <p>4 番号法の施行に伴う改正</p> <p>番号法の施行に伴い、市税に関わる各種申告書類の必要記載事項等を改める必要があるため改正をするものです。</p>	9月29日 可決

議案 第61号	清瀬市事務手数料条例の一部を 改正する条例	<p>番号法が来る10月5日に一部施行され、市民に個人番号が「通知カード」により通知されます。また、来年1月1日には市民の求めに応じて「個人番号カード」が交付できるようになります。</p> <p>「通知カード」及び「個人番号カード」の初回交付は国の負担となりますが、滅失等による再交付に国の負担がないことから、市民が再交付を求める場合の手数料規定を整備するため、条例の一部を改正するものです。</p> <p>主な規定整備</p> <table border="0"> <tr> <td>1 通知カードの再交付手数料</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>2 個人番号カードの再交付手数料</td> <td>800円</td> </tr> </table>	1 通知カードの再交付手数料	500円	2 個人番号カードの再交付手数料	800円	9月29日 可決
1 通知カードの再交付手数料	500円						
2 個人番号カードの再交付手数料	800円						
議案 第62号	清瀬市道の路線の廃止について	<p>開発による市道の付替交換並びに私道の寄附受入れによる起点及び終点の変更等のため、市道の路線を廃止する必要があるものです。</p> <p>清瀬市道2087号線 (中清戸三丁目、全龍寺東側)</p> <p>清瀬市道2086号線 (中清戸三丁目、全龍寺東側)</p> <p>清瀬市道1272号線 (中清戸二丁目、日枝神社北側)</p>	9月29日 承認				
議案 第63号	清瀬市道の路線の認定について	<p>開発による無償譲渡受け入れ及び私道の寄附受入れにより、市道の路線を認定する必要があるものです。</p> <p>清瀬市道3404号線 (野塩一丁目、野塩地域市民センター北側)</p> <p>清瀬市道3405号線 (中里二丁目、市立清瀬第四小学校南側)</p> <p>清瀬市道2213号線 (中清戸三丁目、全龍寺東側)</p> <p>清瀬市道1272号線 (中清戸二丁目、日枝神社北側)</p>	9月29日 承認				
議案 第64号	人権擁護委員の推薦について	<p>現任の人権擁護委員が来年6月に任期満了を迎えるため、新たに人権擁護委員法第6条第3項に基づき同委員候補者を法務大臣に推薦する必要から、議会の意見を聴くものです。</p> <p>推薦候補者</p>	9月29日 同意				

		1 住 所 東京都清瀬市松山一丁目31番7号 2 氏 名 三 浦 廣 三	
--	--	---	--